政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二　つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

十三の三　磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十六号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

第二十九条の七第五項第一号中「四十八万円」を「四十九万円」に、「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同項第三号ロ中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同号ハ中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3　国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第二十九条の七第五項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第四項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の四の二めつきの項中「二　計画立案等作業試験」を「二　判断等試験　三　計画立案等作業試験」に改め、同表内装仕上げ施工の項中「製作等作業試験」を「一　製作等作業試験　二　判断等試験」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省令第八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十五号の二を同条第十五号の三とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

附　則

この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。